

赤い羽根共同募金 地域配分(B配分) (令和6年度申請・令和7年度使用分)募集要項

狛江市内で集められた赤い羽根共同募金運動への寄附金が、狛江市内の社会福祉施設・団体に有効活用されることを目的に、次のとおり地域配分(B配分)の募集を行います。

1 対象施設・団体

狛江市内に所在する次の施設・団体で、原則として申請時点において事業開始から1年を経過しているもの

- (1) 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設(児童館)
- (2) 社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設
- (3) 障がい児・者の地域生活支援及び就労支援を行う施設・団体
- (4) 社会福祉関係通知による入所施設
- (5) その他(地域福祉の推進を目的とする団体で、狛江地区協力会配分推薦委員会において認められたもの)

2 対象事業

令和7年度に実施する次の事業で、地域福祉の向上に資すると判断され、寄附者の信頼にも充分に応えられる事業とする。申請は、1施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ります。

※指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること。(例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請。)

- (1) 備品整備(原則として日常的に使用するものとし、5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品、備品整備の際の間接経費(備品処分費、リサイクル費、送料、諸経費等)は除く。)
 - ア 利用者の生活のためのもの
 - イ 利用者が取り組む作業や職業訓練などで使用するもの
 - ウ 利用者や地域住民が防災・災害時に使用するもの
 - エ 狛江地区協力会配分推薦委員会で認めたもの
- (2) 小破修理(賃貸物件の場合、貸主責任で整備すべきものは対象外)
利用者が使用する建物などのトイレ・床・壁・扉などの小規模な修理や改修
- (3) 事業実施(利用者の生活の向上に資する事業)
宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災訓練、講習会、等

3 対象除外事業・経費

- (1) 政治・宗教等に利用されているとみなされる事業、または営利のために行っているとみなされる事業

- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
 - (3) 会員等の互助共済を主目的とする事業
 - (4) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
 - (5) 地域住民からの信頼性に欠ける事業
 - (6) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって必要な経営が可能な事業
 - (7) 配分審査の時点で既に着手している事業
 - (8) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
 - (9) 施設・団体利用者の処遇向上にかかわるものではない事務管理面の整備事業
- 〈例〉
- ・施設・団体維持に係る運営経費（家賃、光熱水費、職員人件費、等）
 - ・施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施など（防犯設備、職員を対象とした研修会、等）
 - ・主に事務・管理的な用途で使用するもの（什器・備品、電子機器、ナースコール、等）
- (10) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

4 配分申請額

1 施設・団体 7万円以内（千円未満切り捨て）

※申請事業費の上限額ではありません。

※補助率は、申請事業費の70%以内です（30%以上は、施設・団体に負担してください。）。

5 申請方法

次の書類を提出先の窓口に持参または郵送にて提出してください。

※書類確認のため、持参の場合は10分程度お時間をいただく場合があります。郵送の場合は受取り後にご連絡させていただく場合があります。

(1) 提出書類

ア 地域配分（B配分）申請書

※ 狛江市社会福祉協議会ホームページから最新の申請書をダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、狛江市社会福祉協議会窓口で配布します。記入方法については「記入要領」をご参照ください。

イ 添付書類

- ・備品整備・・・見積書（定額および値引き額の記載のあるもの）及び業者選定理由書、
カタログ
- ・小破修理・・・見積書（定額および値引き額の記載のあるもの）及び業者選定理由書
- ・事業実施・・・実施計画書（予算含む）※書式は任意

(2) 受付期間

令和6年10月1日（火）から10月31日（木）午後5時まで

※郵送の場合の締切は、10月31日（木）必着まで。

6 審査

(1) 審査方法

提出書類をもとに、東京都共同募金会狛江地区協力会配分推薦委員会(社会福祉関係団体、共同募金運動活動者、民生委員・児童委員、行政関係者等により構成)にてプレゼンテーション方式により審査を行います。

4つの審査基準項目について5段階評価を行い、平均得点が3点未満の場合は配分推薦しません。

(2) 審査基準項目

- ア 施設・団体の事業内容、運営体制等は評価できるか
- イ 申請事業は、利用者にとって必要性の高い事業であるか
- ウ 申請事業実施により、利用者の生活の向上につながる効果が期待できるか
- エ 費用の積算及び事業計画は妥当であるか

(3) プレゼンテーション日時

令和6年11月15日(金)午後2時30分から ※申請受付順に実施

プレゼンテーションは、1施設・団体につき約10分間(質疑応答を含む)です。

7 配分の決定

令和7年3月下旬に開催される東京都共同募金会理事会・評議員会で決定後、文書で通知します。

8 配分金交付時期

令和7年6月に送金予定

9 報告書の提出

事業完了後、14日以内に所定の使途報告書をご提出ください。

10 共同募金運動への協力をお願い

配分金は、赤い羽根共同募金運動に寄せられた募金が財源になっています。配分が決定した施設・団体の皆様は、趣旨をご理解いただき、令和7年度の募金活動にご協力をお願いいたします。詳細については、令和7年10月に実施する赤い羽根共同募金運動開始前に別途お知らせする予定です。

11 提出先・問合せ

東京都共同募金会狛江地区協力会
〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 共同募金担当
電話 03-3488-0294 FAX 03-3430-9779